

マイナ保険証 Q&A

ライフコーポレーション健康保険組合

2025年11月末日までに送付の資格確認書について

Q1 一部の人の資格確認書しか入っていなかった

→マイナ保険証の利用登録がお済みの方には、資格確認書は送付しておりません。
ご家族の中でもマイナ保険証の利用登録が済んでいる人と、済んでいない人が
混在することがあります。

Q2 他の社員には届いたようだが、自分には届かなかつた

→マイナ保険証の利用登録が済んでいない人が今回の送付対象者です。
既にマイナ保険証の利用登録がお済みの方には、資格確認書は送付しておりません。

Q3 マイナンバーカードを持っているのに、資格確認書が届いたのはなぜか

→マイナンバーカードを持っていても、保険証としての利用登録が済んでいない場合、
マイナ保険証としての機能はありません。
そのため、保険証の利用登録がお済みでない方に資格確認書を送付しております。
または、電子証明書が切れている場合もマイナ保険証として利用できません。
ご自身のマイナンバーカードをご確認ください。

Q4 別居家族の資格確認書が一緒に送付された

→被保険者宛に送付をしております。
お手数ですが、別居家族への送付は被保険者様にてお願ひします。

その他

Q5 マイナ保険証を持っていない

→マイナ保険証の利用登録がない方には資格確認書(=保険証に代わるもの)を交付
します。(本人の申請は不要です。)

Q6 マイナ保険証の利用登録ができているかわからない

→マイナポータルでご自身のマイナ保険証利用登録状況を調べることができます。
マイナポータルはデジタル庁のWebサービスです。

Q7 健康保険証と有効期限が令和7年12月1日の資格確認書の処分

→2025年12月2日以降は、従前の健康保険証は使えません。
有効期限が令和7年12月1日の資格確認書も同じく期限後は使えません。
ご自身にて破棄ください。(人事部・健保等への返却は不要)

Q8 マイナ保険証は持っているが、資格確認書を持ちたい

→マイナ保険証を持っている方には、資格確認書は交付いたしません。

ただし、受診にあたり、第三者(介助者など)のサポートが必要な場合には、「資格確認書(再)交付申請書」をご提出いただくことにより交付を行っております。

Q9 子供が修学旅行に行くので、資格確認書を持たせたい

→任意による資格確認書の交付はいたしません。修学旅行・部活動の合宿などに行く際、マイナ保険証の持参することが難しい場合の取扱いとして、つぎの取り扱いが厚労省より示されております。※

※マイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルをあらかじめダウンロードしたもの、またはその印刷物、資格情報のお知らせやその写しを医療機関・薬局に提示する方法により、保険診療や保険調剤を受けることも妨げられません。

なお、前記方法での対応が出来ない場合、いったん医療機関にて医療費の全額(10割)をご負担いただき、後日、ライフコーポレーション健保組合へ(家族)療養費等の請求をいただくことで、払い戻しを受けられます。

Q10 マイナンバーカードを返納するが、すぐに資格確認書は発行されるのか

→マイナンバーカードを返納された場合、資格確認書を発行します。但し、健保組合では、その事実を即座に確認することができないので、速やかにご相談をお願い致します。

Q11 マイナ保険証に記号・番号が書いていない。知る方法は？

→マイナ保険証本体には健康保険の記号・番号の記載はありません。マイナポータルにログイン後、健康保険証を選択して確認願います。または、KOSMO Web(コスモウェブ)の資格情報のお知らせに記載があります。

Q12 資格確認書の有効期限はいつまでか

→2028年(令和10年)10月31日までとしています。

Q13 マイナ保険証の有効期限はいつまでか

→マイナンバーカードや電子証明書自体の有効期限に連動しています。

Q14 限度額認定証や高齢受給者証はどうなるのか

→マイナ保険証利用の場合は、限度額情報の提供に同意することで、病院からの医療費請求額を自己負担限度額までの金額(月単位)にとどめることができます。限度額適用認定証の申請は不要です。また、高齢受給者証の提示も不要になります。

ただし、「資格確認書」をお使いの方は、限度額適用認定証や負担割合等記載の資格確認書が必要になります。